

# 飼養衛生管理基準における大臣指定地域について

○野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっている地域については、大臣指定地域として追加の防疫措置を講じる必要。

○ワクチン接種推奨地域（※）の考え方にに基づき、豚熱の発生リスクが高まっている46都府県（令和5年9月22日時点）について、大臣指定地域に指定。

※ワクチン接種推奨地域は、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、①野生いのししにおける豚熱の感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山・河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのししから飼養豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を設定。

## 大臣指定地域になることで追加となる措置

- ・ 他の畜産関連施設等に立ち込んだ者が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に大臣指定地域に立ち込んだ者は、衛生管理区域に立ち入らせない（獣医師や従業員、家畜防疫員等の畜産関連事業者の他、シャワー又は入浴、専用衣服への更衣等を行いやむを得ず立ち入る者を除く）。

- ・ 安全な資材の利用

大臣指定地域で収穫された農産物等を飼料等にする場合は家畜保健衛生所に確認。

- ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

大臣指定地域では、畜舎ごとの専用の衣服の設置及び使用が必要。

- ・ 畜舎外での病原体による汚染防止

大臣指定地域では、畜舎間で家畜を移動させる場合、屋根・壁等のある畜舎間通路や洗浄・消毒したケージ等を使用し、畜舎に持ち込む重機、一輪車等は出入口付近で洗浄・消毒が必要。

- ・ 舎外飼養

大臣指定地域では、放牧場には給餌場所における防鳥ネットの設置及び避難用設備の確保が必要。

## 飼養衛生管理基準ガイドブック抜粋

